

## 地域公共交通網形成計画とは

- ・交通施策基本法の基本原則に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められています。
- ・地域戦略の一環として、持続可能な公共交通ネットワークの作成を網形成計画の策定・実施により推進します。
- ・国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、「**地域公共交通網形成計画**」を策定することができるようになりました。

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系)」

## 「地域公共交通網形成計画」を作成するメリットって、なに？

### 【地域公共交通政策の「憲法」】

- ・地域公共交通網形成計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文。
- ・地域の方々からの「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか?」、「どういう基準で公共交通サービスを導入しているのか?」というような疑問にも明確に回答できるようになります。
- ・事業の位置付けが明確化されることによって事業実施の根拠となり、予算化や補助申請、庁内での協議がスムーズとなることも考えられます。

### 【公共交通政策の継続性】

- ・地方公共団体の職員は数年間で異動してしまうことは多く、いくら優れた公共交通施策を実施しても、引継ぎがうまく機能しない場合、担当者の変更によって方針がぶれてしまったり、事業が頓挫してしまったりする危険性があります。
- ・しかし、地域公共交通網形成計画が「遺言」として次の担当者に引き継がれることにより、政策の継続性が確保され、公共交通を着実に改善するとともに、諸手続の省力化ができるメリットもあります。

作成までの流れ

対象区域の設定

法定協議会の設置

公共交通網形成計画の検討

- ・現状・問題点、課題の整理
- ・基本方針・目標の検討
- ・目標実現のための施策の検討

計画案作成

パブリックコメントの実施

策定／主務大臣への送付

これはなければ  
なりません!

### 【地域公共交通網形成計画に記載すべき事項】

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針。
- ②計画の区域。
- ③計画の目標。
- ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体。
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項。
- ⑥計画期間、⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項。

北陸信越運輸局もお手伝いします!

- 事前相談会や協議会への参加を通して助言。
- 作成に要する経費の補助金制度あり。(応募は年1回)

お問い合わせ先 北陸信越運輸局交通政策部交通企画課  
電話 025-285-9151(直通)  
北陸信越運輸局石川運輸支局(企画調整部門)  
電話 076-291-7854(直通)

